

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および 適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当会は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次の通り開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当会では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>）
- ・グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを営業部が確認しています。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

(1) 対象投融資の基準

当会では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを資金証券部が確認しています。

なお、サステナビリティボンドについては、資金証券部において、グリーンプロジェクトへの寄与分を確認しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当会では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>）
- ・グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを営業部が確認しています。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に基づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当会では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
- ・気候ボンド基準（Climate Bonds Initiative）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを資金証券部が確認しています。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当会では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・グリーンローン原則、サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>）
- ・グリーンローンおよびサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- ・グリーンボンド原則、サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・グリーンボンドおよびサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（経済産業省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを営業部・資金証券部が確認しています。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当会では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当会独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- ・再生可能エネルギー向け投融資のうち、①・②のすべての要件を満たすもの。
- ①資金使途が「グリーンローン原則」（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）等に定めるグリーンプロジェクトに該当すること
- ②適切な環境アセスメント等により、環境へのネガティブな影響に対処していること

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 当会独自のESG投融資の基準については、国際原則等の基準を参考に策定しており、サステナブル会議に報告されています。
- ・ 個別の投融資への適合性は、会内基準に該当することに加え、(1)①・②のすべての要件を満たしていることを、営業部、各支所が確認しています。

2. 類型その2

(1) 対象投融資

当会では、I.に準じる投融資として、次に掲げる当会独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

- ・ ポジティブ・インパクト・ファイナンスのうち、①～④のすべての要件を満たすもの。
 - ①「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
 - ②融資先が気候変動対応に紐づいたKPIを設定していること
 - ③融資の実行期間中、融資先自身がKPIの達成状況を年1回以上確認し、開示すること
 - ④融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして独立した第三者機関による外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 当会独自のESG投融資の基準については、国際原則等の基準を参考に策定しており、サステナブル会議に報告されています。
- ・ 個別の投融資への適合性は、会内基準に該当することに加え、(1)①～④のすべての要件を満たしていることを、営業部が確認しています。

以 上